

○新潟大学ケミカルバイオロジー共用ユニットにおける小規模設備並びにオープンラボスペース利用に関する申し合せ

ケミカルバイオロジー共用委員会裁定

(趣旨)

第1条 この申し合せは、新潟大学研究推進機構共用ユニット取扱要項第6条第1項(3)の規定に基づき、新潟大学ケミカルバイオロジー共用ユニットにおける小規模設備(以下、「共用設備」という。)並びにオープンラボスペースの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 共用設備並びにオープンラボスペース及び設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、ケミカルバイオロジー共用委員会が許可した者とする。

- (1) 新潟大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の学生、研究生
- (3) その他、ケミカルバイオロジー共用ユニット長が適当と認めた者

(利用手続)

第3条 共用設備並びにオープンラボスペースの利用を希望するもの(以下、「利用希望者」という。)は、登録申請書を事前に新潟大学ケミカルバイオロジー共用ユニットへ提出し、ケミカルバイオロジー共用委員会の承認を得なければならない。
2 登録申請書は、新潟大学ケミカルバイオロジー共用ユニットへ毎年度提出しなければならない。

(利用の取り消し等)

第4条 ケミカルバイオロジー共用ユニット長は、次の各号のいずれかに該当する時は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることが出来る。

- (1) 登録申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) この申し合せに違反した場合
- (3) 管理運営上支障があると認めた場合

(利用料)

第5条 利用者は、ケミカルバイオロジー共用ユニットが別途定める利用規定に記載の料金を納付しなければならない

(変更の届出及び承認)

第6条 前条の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)が提出した登録申請

書の記載事項を変更しようとする場合は、改めて登録申請書をケミカルバイオロジー共用ユニットに提出し、その承認を得なければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、自ら登録設備を操作して測定を行うときは、登録設備ごとの操作マニュアル等を遵守し、安全管理に留意しなければならない。

2 利用者は、登録設備管理者の指示に従わなければならない。

3 利用者は、登録設備を利用の承認を受けた目的以外に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(損害の弁償)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失により登録設備を損傷したときは、その損害を弁償する責任を負うものとする。

(異常時の措置)

第9条 利用者は、登録設備の操作中にその登録設備の異常を認めるときは、直ちに登録設備の操作を中止し、登録設備管理者に連絡しなければならない。

附 則

この申し合せは、平成31年1月1日から施行する。

この申し合せは、令和4年1月1日より本改訂版を施行する。